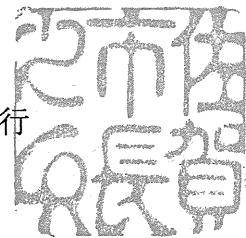


佐市保第762号  
平成20年7月9日

佐賀市個人情報審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 質問内容

特定健診・特定保健指導システムによる電子計算機処理の開始について

2 電子計算機処理の導入目的

資料1のとおり

3 電子計算機処理を行う個人情報の内容

資料2のとおり

4 電子計算機処理を行う時期

平成20年9月1日予定

5 個人情報の適切な取り扱いについての措置

資料3のとおり

6 所管課

保健福祉部保険年金課

# 特定健診・特定保健指導システムの導入目的

## 1. 『特定健診・特定保健指導』について

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険・被用者保険）に対し、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられた。

### 特定健診

#### (1) 対象者

国民健康保険（以下「国保」という。）加入者のうち、特定健診の実施年度中に40～74歳になる方

ただし、妊娠婦の方や長期入院者等の厚生労働大臣が定める者を除く。

また、65歳以上の方には、生活機能評価（実施主体：佐賀中部広域連合）を同時実施する。（要介護及び要支援の認定を受けている方を除く）

#### (2) 実施内容

医療保険者が、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するもの。

必須の「基本項目」と医師の判断により受診する「詳細項目」がある。

●基本項目	○詳細項目
・問診（質問項目）	・貧血検査
・血圧測定	・心電図検査
・理学的所見（身体診察）	・眼底検査
・身体計測及び腹囲の測定 (身長・体重・BMI・腹囲)	
・血中脂質検査 (中性脂肪・HDL及びLDLコレステロール)	
・肝機能検査 (AST (GOT)・ALT (GPT)・γ-GT (γ-GTP))	

特定健診の結果は受診者本人に知らせ（情報提供）、また特定保健指導に利用する。

#### (3) 負担額

受診者の自己負担額は1,000円。

### ●システム導入ポイント

対象者へ受診券発行を行う。

- ・国保対象者（40～74歳）の抽出
- ・生活機能評価対象者や要介護・要支援の認定者の把握
- ・健診結果の管理・分析

## 特定保健指導

### (1) 対象者

健診受診者全員に対し、必要に応じ、階層化された保健指導を提供する。

### (2) 実施内容

#### 「情報提供」

健診結果を本人に伝え、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供する。

#### 「動機づけ支援」

面接を行い、それから6ヶ月後に実績評価を行う。

#### 「積極的支援」

面接を行い、その際「特定保健指導支援計画」を作成する。

この計画をもとに3ヶ月以上継続して「支援A（積極的関与タイプ）」「支援B（励ましタイプ）」といった形態で支援する。「支援A」「支援B」はポイント制で、両方合わせて180ポイント以上に達するまで支援する。

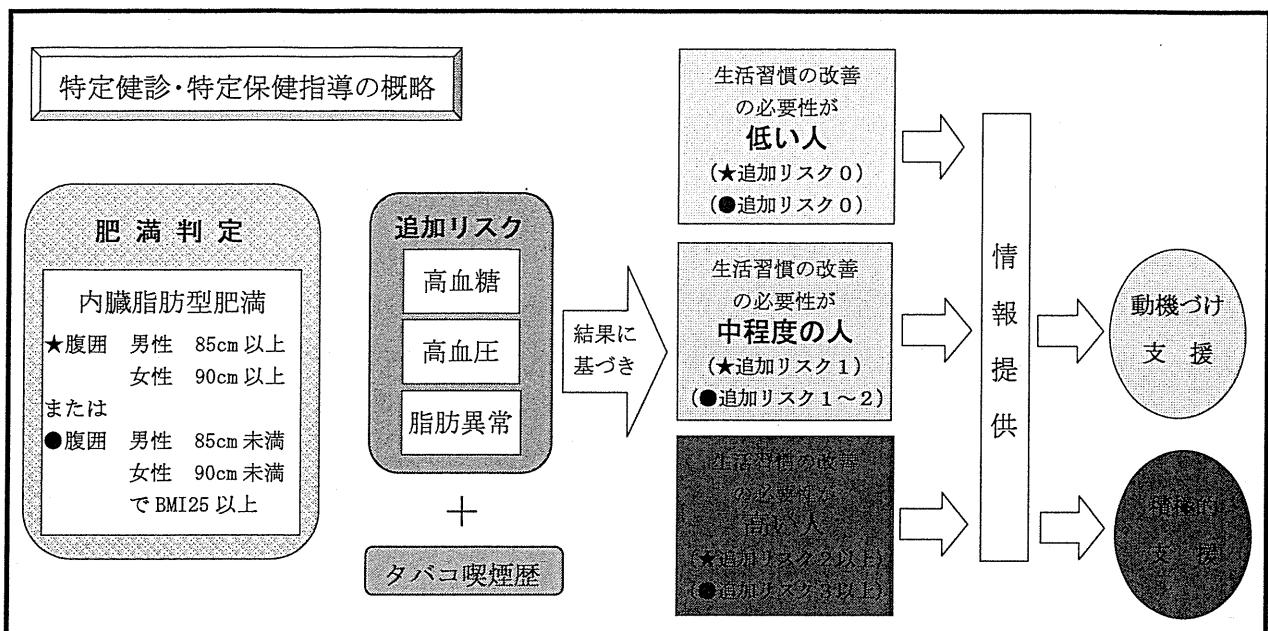
#### 【詳細の内容】

- ・個別支援
- ・グループ支援
- ・電話支援
- ・電子メール支援など

特定保健指導によって対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善のために医師、保健師または管理栄養士の面接指導により行動計画を策定し、自主的な取り組みを継続的に行う必要がある

### (3) 自己負担額 現在は直営（佐賀市）で実施しているため、保健指導の利用料は不要。

今後、委託で実施する場合の利用料は未定。



●システム導入ポイント

- (1) 対象者への利用券発行を行う。
- (2) 状況に応じ階層化された受診者一人ひとりにあわせた保健指導を実施するために、
  - ・受診者の詳細な状況の情報管理
  - ・状況にあった保健指導のメニュー作成
 を行う。
- (3) 健康相談や受診（実施）率向上のため、衛生部門（健康づくり課）との情報連携を行う。

## 2. 医療保険者へのペナルティ

平成20年4月から実施された後期高齢者医療制度における財源のうち、約4割が各医療保険者による支援金によって賄われることとなっているが、平成25年度から、特定健診等の達成状況に応じた加算・減算（90/100～110/100）が行われる。

### 佐賀市の目標値

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
被保険者数（見込）	43,744人	43,422人	43,108人	42,801人	42,501人
特定健診実施率	33.0%	40.0%	50.0%	60.0%	65.0%
特定健診予定人数	14,436人	17,369人	21,554人	25,681人	27,626人
特定保健指導実施率	25.0%	30.0%	35.0%	45.0%	45.0%
特定保健指導予定人数	842人	1,215人	1,758人	2,692人	2,895人

●システム導入ポイント

加算による被保険者の負担を避けるため、特定健診・特定保健指導の実施目標が達成できるよう、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上化を図る必要がある。

### 3. 特定健診・特定保健指導システムの導入

上記のとおり、**効果的・効率的な特定健診及び特定保健指導の実施**を目的としてシステムを整備する。

その他、システム導入により次の作業も行う。

#### (1) 特定健診等データ管理システム（佐賀県国民健康保険連合会）との連携

特定健診は医療機関で実施（佐賀県医師会等へ委託）するが、検査結果通知や委託料の支払などは代行機関である佐賀県国民健康保険連合会を通じて実施するため、当連合会が運用するシステムと隨時情報連携が必要である。

#### (2) 後期高齢者医療被保険者の健康診査（以下「健診」という。）受診券の発行

平成20年4月から「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」が開始され、75歳以上の高齢者等は、これまでの国民健康保険や被用者保険から「後期高齢者医療制度」に加入することになった。

後期高齢者医療広域連合で実施する健康診査については、加入者の利便性や事務の効率性を考え、市が受託し健診受診券の発行、送付等を行う。

※根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律

#### (3) 生活保護の健診受診券の発行

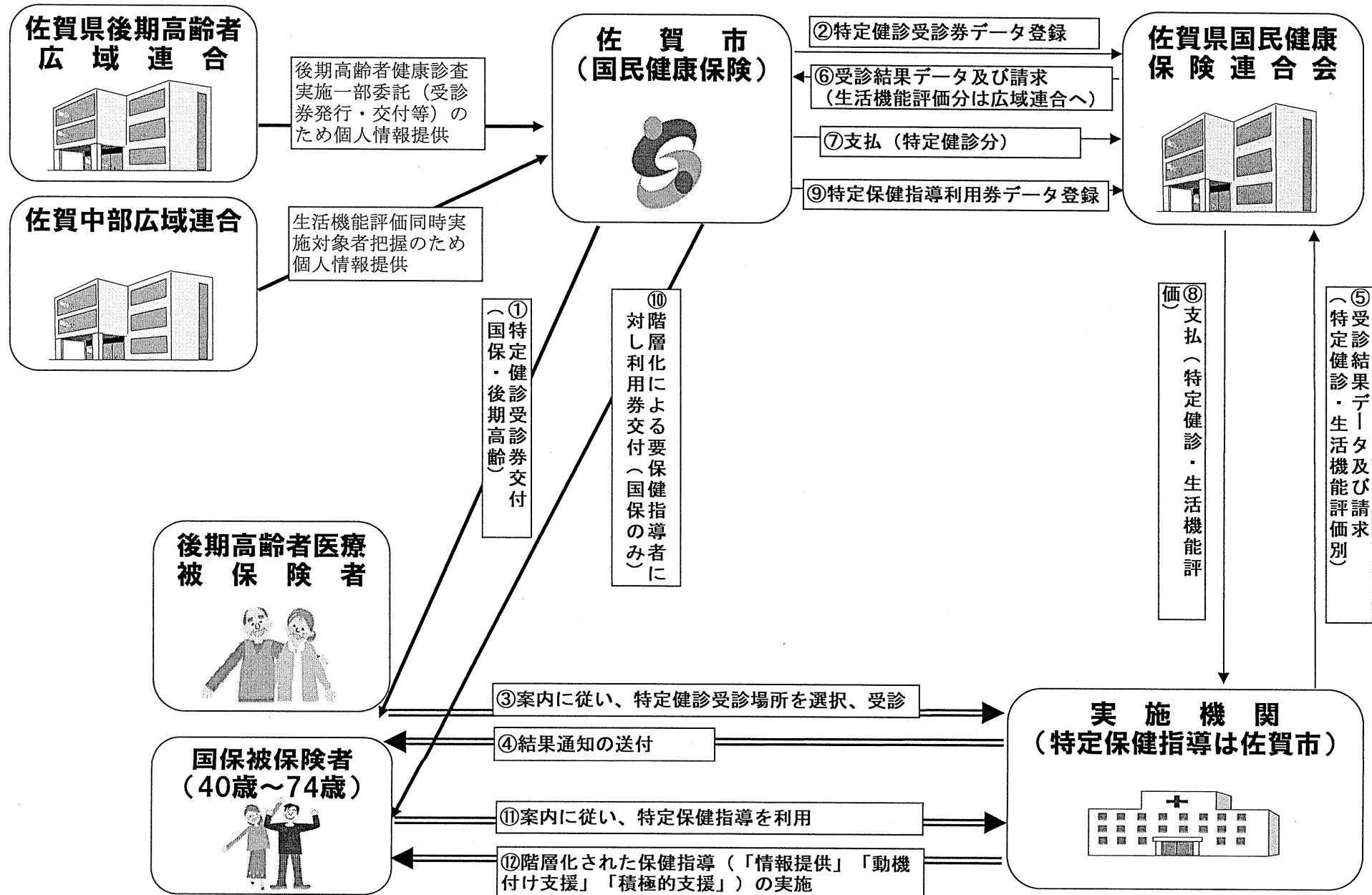
40歳以上の生活保護受給者に対しては、特定健診と同様の健診を佐賀市が実施する（希望者のみ）ため、対象者へ受診券の発行、送付等を行う。

※根拠法令：健康増進法

#### システムで行う主な処理

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・特定健診対象者抽出       | ・未受診者・未実施者勧奨       |
| ・特定健診受診券データ作成    | ・受診結果データ・支払請求データ連携 |
| ・特定健診受診券発行       | ・後期高齢者医療健診受診券データ作成 |
| ・特定健診受診結果データ登録   | ・後期高齢者医療健診受診券発行    |
| ・特定保健指導対象者選定階層化  | ・生活保護受給者健診受診券データ作成 |
| ・特定保健指導利用券作成     | ・生活保護受給者健診受診券発行    |
| ・特定保健指導予約管理      | など                 |
| ・「動機付け支援」「積極的支援」 |                    |
| ・プログラム作成         |                    |

## 特定健診・特定保健指導のしくみ



## 電子計算機処理を行う個人情報の内容

特定健診等システム運用においては、次の個人情報を利用する必要がある。

### 【利用関係】

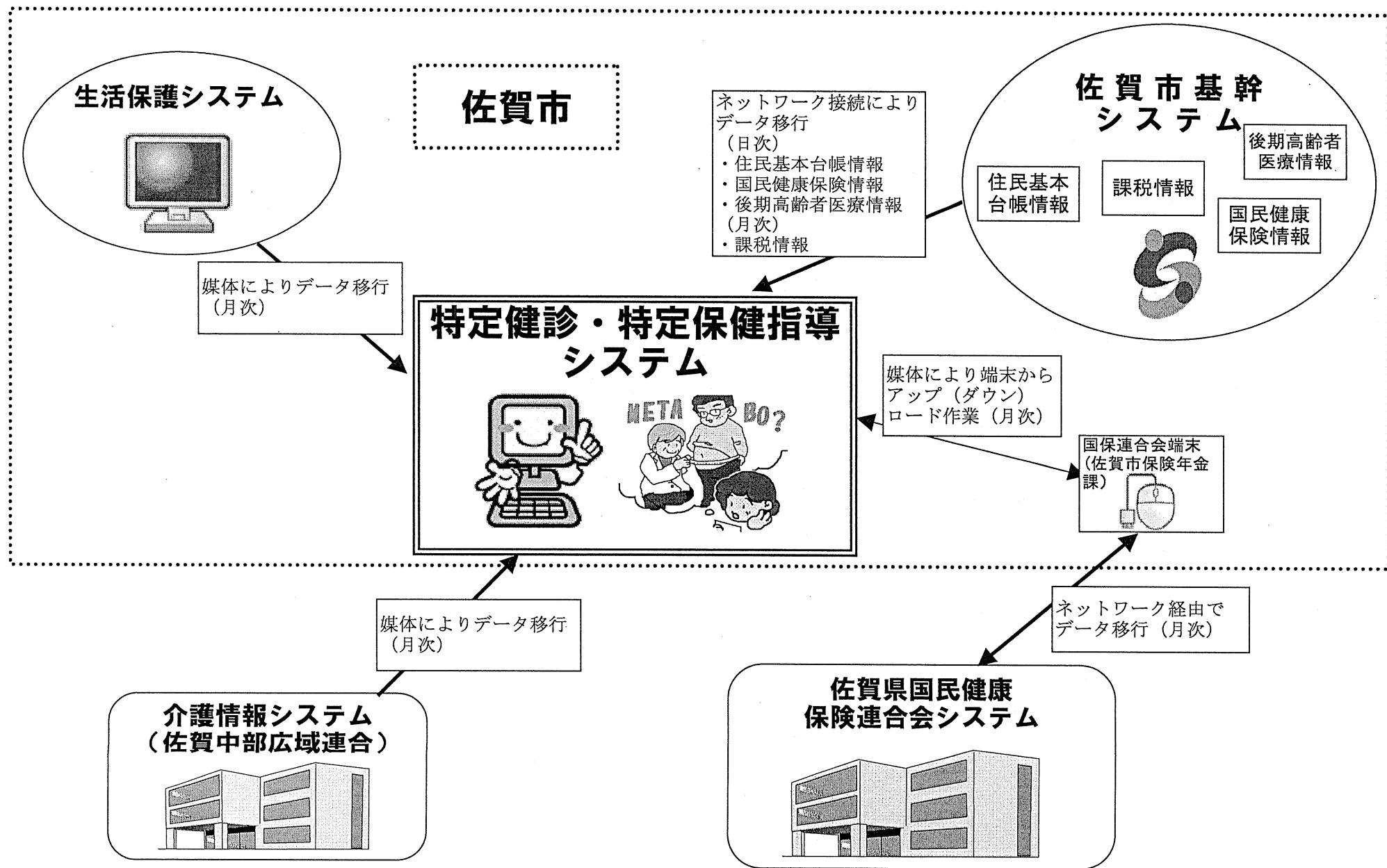
情報名	利用目的	利用内容	連携システム	個人情報取扱い部署
住民基本台帳情報	特定健診等対象者管理のため。	①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤個人番号	佐賀市基幹システム ※ネットワークを接続する。	佐賀市市民生活課
国民健康保険情報	特定健診等対象者管理のため。	①被保険者記号番号 ②資格取得日・喪失日	佐賀市基幹システム ※ネットワークを接続する。	佐賀市保険年金課
課税情報	特定健診等事業に対する国及び県からの補助金の交付申請の際に、受診・実施者の課税・非課税別の算定が必要なため。	①住民税の課税・非課税区分	佐賀市基幹システム ※ネットワークを接続する。	佐賀市市民税課
生活保護情報	生活保護受給者に対し健診受診券を交付するため。	①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤個人番号 ⑥ケース番号 ⑦保護種類（医療扶助） ⑧資格取得日・喪失日	生活保護システム ※媒体にてデータ連携。	佐賀市保護課
介護情報	生活機能評価非該当者である要介護及び要支援に認定された者を把握するため。	①介護認定区分	介護保険システム ※媒体にてデータ連携。	佐賀市中部広域連合

後期高齢者医療情報	佐賀県後期高齢者医療被保険者に対し健診受診券を交付するため。(佐賀県後期高齢者医療広域連合との委託契約済)	①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤個人番号 ⑥被保険者記号番号 ⑦資格取得日・喪失日	佐賀市基幹システム ※ネットワークを接続する。	佐賀県後期高齢者広域連合
特定健診・特定保健指導結果情報	特定保健指導階層化を選定したり、指導実施情報等を得るため。	①健診結果データ ②レセプト ③診療データ	特定健診等データ管理システム ※媒体にてデータ連携	佐賀県国民健康保険連合会

【提供関係】

情報名	利用目的	利用内容	連携システム	個人情報提供先
受診券・利用券登録データ情報	特定健診等実施医療機関から健診情報結果情報等を得るために、対象者の情報提供が必要なため。	①氏名 ②生年月日 ③性別 ④個人番号 ⑤被保険者記号番号 ⑥受診(利用)券整理番号	特定健診等データ管理システム 媒体にてデータ連携	佐賀県国民健康保険連合会

# 電子計算機処理におけるデータ連携図



## 個人情報の適切な取扱いについての措置 (セキュリティー対策)

個人情報の取扱いについては、佐賀市個人情報保護条例や佐賀市情報セキュリティポリシーなど個人情報に関する法令等を遵守し、必要かつ適切な処置を講じることで、個人情報の漏洩・滅失の防止その他の安全管理に努める。

### 1. 組織的対策

- ・システム運用（ハードウェアやソフトウェア等）に関する責任者に保険年金課長及び健康づくり課長を任命する。

### 2. 人的対策

- ・リース及びメンテナンス等業者に対しては、今後締結する契約書の中で、「機密保持」、「個人情報の保護」や「情報セキュリティポリシーの遵守」など必要事項を明記し、遵守を義務付ける。

また、契約が取り交わされるまでは、情報資産への業者のアクセスを禁止する。

### 3. 物理的対策

- ・システムを扱うサーバは専用サーバ室に設置し、厳正な入退室管理を行う。

### 4. 技術的対策

#### (1) 利用者認証

ID・パスワードを付与し、利用者（職員）管理を実施する。

- ・業務ごとに操作権限の設定が可能。

#### (2) アクセスログの記録

個人情報の参照日時、利用者、利用端末等のアクセスログを取得し、保管する。

#### (3) サーバのウイルス対策

ウイルス検知、駆除ソフトによる運用を行う。

- ・ウイルス検知プログラムによる感染予防
- ・ウイルス除去ユーティリティ（ソフト）による感染後ウイルス除去